

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助事業者
<b>事業1 ふくしまキッズパワーアップ事業</b>	
(1)自然体験活動及び震災を学ぶ活動等多様な体験活動事業（体験活動等の宿泊を伴う事業） ○ 利用施設のプログラムに沿った野外での自然体験活動及び震災を学ぶ活動等多様な体験活動	福島県内の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部・中学部
(2)長期宿泊型の自然体験活動及び震災を学ぶ活動等多様な体験活動事業（小・中学生を対象とした3泊4日以上の事業） ○ 利用施設のプログラムに沿った野外での自然体験活動及び震災を学ぶ体験等多様な体験活動	福島県内の小・中学生が所属する社会教育関係団体（注1）

(注1)

小・中学校 P T A、スポーツ少年団（県体育協会登録団体）、子ども会等のうち、以下の要件に該当し、教育委員会が認める団体。

- ア 組織運営規則（定款、規則等）に基づく活動実績が1年以上あること。
- イ アに基づく年間計画があり、当該事業のみを活動内容としていないこと。
- ウ 当該団体に所属する子どもが参加する事業であること。
- エ 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。

事業2 「ふくしまの未来」へつなぐ体験応援事業	補助事業者
(1)元気を届ける交流・体験事業 ○ 被災地や復興住宅等を訪問し、被災者や避難者と交流することを通して元気を創出する活動	福島県に主たる活動拠点があり、県内に事務所を有し、地域において青少年育成に取り組んでいる実績を有している団体（注2）
(2)今を知り思いを伝える事業 ○ 被災地や震災関連施設等を訪問し、被災者や避難者との交流・協働等することを通して、地域の復興について主体的に考え、発信する活動	

(注2)

市町村、国公立学校、P T A、子ども会、特定非営利活動法人、公益法人、学校法人、復興支援団体、青年会議者、協同組合、企業、民間団体等であって、以下の要件に該当する団体（ただし、幼稚園、保育所、高等専門学校（4・5年生）及び大学生等を除く）。

- ア 組織運営規則（定款、規則等）に基づく活動実績が1年以上あり、活動を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
- イ アに基づく事業計画等があり、当該事業のみを活動内容としていないこと。
- ウ 当該団体に所属する児童生徒が参加する事業であること。
- エ 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- オ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。

※ 連携団体については、補助事業者と連携して事業を実施する団体であって、補助事業者と同様に上記ア～オに掲げる要件に適合していること。

別表第2

事業1 ふくしまキッズパワーアップ事業		
補助対象経費 費 目	(1)活動費	自然体験活動及び震災を学ぶ活動等多様な体験活動に係る経費
	(2)交通費	旅行に要する交通費等
	(3)宿泊費	宿泊に係る経費
補助率	補助対象経費の80%以内	
補助上限額	100万円	

- (1) 経費は事業の目的に照らして必要最低限の範囲内に抑えられるよう努めることとする。  
(2) 1件の契約の予定価格が10万円を超える場合は2人以上の者からの見積書を取ること。  
ただし、2人以上の者から見積書を徴取できない場合は速やかに社会教育課に連絡し、徴取できない理由を明らかにした書類を提出すること。

事業2 「ふくしまの未来」へつなぐ体験応援事業		
補助対象経費 費 目	(1)報償費	講師謝金等
	(2)旅費	旅行に要する交通費等
	(3)需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
	(4)役務費	通信運搬費、手数料、保険料
	(5)委託費	業務委託に要する経費
	(6)使用料及び賃借料	会場借上料、リース料、高速道路通行料等
補助率	1 補助対象経費（海外渡航費を除く）の80%以内 2 海外渡航費の80%以内	
補助上限額	(1)元気を届ける交流・体験事業	50万円
	(2)今を知り思いを伝える事業	200万円
	上記事業における海外渡航経費	100万円

- (1) 経費は事業の目的に照らして必要最低限の範囲内に抑えられるよう努めることとする。  
(2) 1件の契約の予定価格が10万円を超える場合は2人以上の者から見積書を取ること（交通費の場合は片道・往復を問わない）。ただし、2人以上の者から見積書を徴取できない場合は速やかに社会教育課に連絡し、徴取できない理由を明らかにした書類を提出すること。  
(3) 1日4時間以上（海外での活動は1日4時間以上かつ3日以上）の活動を行う事業を補助対象とする。  
(4) 海外渡航費の補助対象経費は、航空券、空港使用料、燃油サーチャージ料とする。